

令和3年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会 提出資料

◎議案事項

議案第 163 号	令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）について（関係分）	1
議案第 170 号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する 条例案について	3
議案第 171 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について	5

令和3年11月26日
総 務 部

議案第163号

令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）について（関係分）

総務部関係補正予算 総括表

（単位：千円、％）

会計別	補正前の額	補正額	補正後の予算額	伸び率
一般会計	259,865,789	1,354,387	261,220,176	0.5

議案第163号「令和3年度三重県一般会計補正予算（第14号）」における総務部関係分については、人事委員会勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴い人件費を2,486万3千円減額します。また、全庁人件費の減額補正に伴う県費減額分を財政調整基金に積み立てるため、積立金を13億7,925万円増額します。

主要項目一覧表

（単位：千円）

項目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正の概要
総務給与費 人件費	1,157,092	△9,736	1,147,356	人事委員会勧告に基づく期末手当の支給月数の改定による減額
税務総務費 人件費	1,781,554	△15,127	1,766,427	人事委員会勧告に基づく期末手当の支給月数の改定による減額
財政調整基金積立金	2,835,885	1,379,250	4,215,135	人事委員会勧告に基づく期末手当の全庁県費減額分を積み立てることによる増額

議案第170号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

2 改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の325（現行100分の335）に改めます。

改正の対象は、以下のとおりです。

- ① 知事・副知事
- ② 教育長
- ③ 常勤の人事委員会委員（現在、対象者なし）
- ④ 常勤の監査委員
- ⑤ 公営企業管理者

3 実施期日

公布の日（一部令和4年4月1日）から施行します。

議案第171号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 一般職に属する職員の期末手当について、年間の支給割合を次のとおり改めます。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① ②及び③以外の職員 | 100分の240 (現行100分の255) |
| 〔再任用職員 | 100分の135 (現行100分の145)〕 |
| ② 特定管理職員 (次長級以上) | 100分の200 (現行100分の215) |
| 〔再任用職員 | 100分の115 (現行100分の125)〕 |
| ③ 危機管理統括監 | 100分の125 (現行100分の135) |

(2) 一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を100分の325 (現行100分の335) に改めます。

3 実施期日

公布の日 (一部令和4年4月1日) から施行します。